

Title	自由主義の国家観：ジョン・ロック及びアダム・スミス
Sub Title	
Author	加田, 哲二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1929
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.23, No.3 (1929. 3) ,p.333(1)- 392(60)
JaLC DOI	10.14991/001.19290301-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19290301-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三 月 號

三田評論

■定價一冊金參拾錢郵稅貳錢一冊分年金參圓四拾錢■

■東京芝田慶應義塾■

■振替東京一八〇四番■

- | | |
|----------------|---------|
| 婦人と政治 | 林 毅 陸 |
| 思ひ出の話 | 高山長幸 |
| 近世英國經濟史 | 野村兼太郎 |
| トマス・バングルの文明史觀 | 加田哲二 |
| ロバート・オーエンの生涯 | 園 乾 治 |
| 都市問題序論 | 奥井復太郎 |
| 横議『列強の在支勢力』 | 英 修 道 |
| 米國學生の自給生活 | 清 岡 暎 一 |
| 支那共産黨運動 | 小 泉 信 三 |
| 米大陸自動車横斷記 | 清 岡 暎 一 |
| 新博士の學位請求論文審査要旨 | |
| 塾報其の他 | |

三田學會雜誌 第二十三卷 第三號

自由主義の國家觀

— ジョーン・ロック及びバダダム・スミス —

加 田 哲 二

ハインリッヒ・ディッセルに從へば、經濟學はこれを理論經濟學と實際經濟學に分ち、前者は經濟的社會現象を記述し、これを因果的に説明することを課題とし、後者は、更らに經濟倫理學と經濟政策に分たれ、經濟現象における當爲(ザイン・ソレ)の研究を課題とし、經濟倫理學は一般倫理學から導き出された經濟現象に對す

第二十三卷

(三三三)

自由主義の國家觀

第三號

一

る規範の研究を、經濟政策は經濟現象における當爲の批判的技術的方面の研究をその對象とするのである(註一)。然るに經濟現象の當爲の研究を對象とする實際經濟學にあつて、この當爲を決定すべきものは、研究者の社會生活に對する一の信念である。この信念の如何によつて、彼の實際經濟學に對する態度は決定するのであるが、ディツェルはこの信念を二つに分つてゐる。それは社會的原理(Sozialprinzip)と個人的原理(Individualprinzip)である。

註一 Heinrich Dietzel, Theoretische Sozialökonomik. I. Bd. 1895. Ss. 25 ff.

社會的原理に従ふ信念は、社會的全體(すべての個人の抽象的統一)が社會體の生活における最高目的であり、個人は、宛かも生命における肉體的四肢のやうに、これに仕ふる機關に過ぎないとする命題に立脚する。個人的原理によれば、個人は最高の目的であつて、家族、階級、組合、國家並に國家全體のやうな高級並に下級の社會的構成體は、その包含する個人の目的に對する手段に過ぎざるものである(註二)。而して、この二つの原理は相互に相排斥する性質を有するものである。この兩者の間には論理的對立が存する、即ちこの二つの原理は二律背反の状態にある。論

理の命ずるところは、この兩者の何れかの一に社會的真理の最後の鍵を見出さねばならぬのであるが、この兩者の内何れが最高のものであるかを決定し得るものは、理性ではない。吾々が個人的原理を採るか、社會的原理を採るかは、吾々が有神論者であるか、無神論者であるかを決定すると同じである。吾々が有神論者たり、無神論者たるのは、吾々が神の實在を證明し得、またその存在せざることを證明し得るがためではない。たゞ吾々が神の存在を信仰し、または信仰せざるによるのである。吾々の「實踐理性」が如何にこのことを決するかによつて、定まるのである(註三)。

註二 H. Dietzel, Individualismus, Handwörterbuch der Statswissenschaften. 3. Aufl. V. Bd. S. 590.

註三 Dietzel, Individualismus. S. 592.

ディツェルはかくの如き標準によつて、社會思想の諸體系を分類するのであるが、この分類が彼のいふが如く、最後の歴史的對立である個人と社會の間における對立を問題とする場合の如きは甚だ便利都合ではあるが(註四)、個人と共同生活との兩者に共に重きを置かんとする無政府共產主義、マルクシズム、ギルド社會主

義の如きを如何に説明するかに至つて、この分類性は困難を感ずるのである。この場合かゝる主張はゲエテのいふやうに「立法者にもせよ、革命家にもせよ、平等と自由とを併せ約束するものは、空想家でなければいかさま師である」(註五)として、論理上の矛盾を包含するものとして簡単に斥ければ格別であるが、従來の社會思想體系の全體を分類するについては、幾分の困難を感ずるのである。

註四 Dietzel, Individualismus, S. 591.

註五 小泉信三『近世社會思想史大要』増訂版三頁。

乍併、ディツェルのこの分類は、以上の點を別とすれば、甚だ解し易く、且つ社會思想體系における核心的問題に觸れて、この點から社會思想上の分類を行つたのである。即ち個人と全體(社會)との何れにその重心を置くかによつて、個人的原理と社會的原理とに分つたのであるが、ディツェルは前者を個人主義(Individualismus)——individualistisches System) 後者を個人をもつて、社會體に奉仕するものとなす意味に於いて、有機的體系(Organisches System)——(共產主義——これは個人主義中に入る——と社會主義とを嚴密に區別した上ならば、社會主義(Sozialismus)といつても差

支ないでディツェルはいつてゐる)——と呼んでゐるのである(註六)。而して、今こゝに主題とすべき自由主義の國家觀についていへば、それが絶對主義の國家觀の反對思想として勃興し來つた點において(註七)、このディツェルの分類法は役立つのである。絶對主義の國家觀は社會觀上における一の普遍主義(社會的原理)の一適用であり、自由主義の國家觀は個人主義社會觀の一結果である。即ち自由主義の國家觀は個人的原理の一適用であつて、換言すれば、國家はそれを構成する各個人の目的のために奉仕すべき機關である。國家はたゞ個人の目的を達成せしむべき環境を作るといふ消極的意義のみしか有しないのである。この根本的觀念は、あらゆる自由主義的國家觀例へば、英國の經濟的自由主義の國家觀にしても、獨逸の理想主義的國家觀——カント——の場合においても、程度の差こそあれ、普遍的なる立場である。筆者がディツェルの社會思想に對する分類標準を紹介したのは、自由主義的國家觀における根本思想が最もよく彼の個人的原理と稱するものゝ中に現はれてゐると信じたからである。

註六 Dietzel, Individualismus, S. 590, 591.

註七 拙著『近世社會學成立史』殊に第二章參照。

二

近世初期において、新らしい形態の大國家が形成せられ、これに相應し、またはこの内部的勢力關係に相應して、新らしい國家觀が勃興し來つたことは既に別の機會に述べた(註八)。而して、この國家觀が自然法學說によるものであることはその場合詳述した。然るに、自由主義の國家觀は、この自然法學說の後繼的產物である。自然法學說の國家觀は一の時事的論議であるが、尙ほ國家の本質を求めた。この場合の國家本質論は主として主權の本質にあつた。國家が自然人の契約によつて成立したことは、すべての論者について、いひ得ることであるけれども、この契約によつて成立した主權は何人の保持するところであるか。それは人民であるか、支配者であるか、兩者の共有であるかについて、盛んなる論戰の行はれたことは既に記した如くである(註九)。支配者主權論は、絶對王制の擁護論に、主權在民論は、新興町人階級の階級的政治運動の武器となつたのであるが、自由主義的國家論は、この自然法的國家觀における主權在民論の直系子孫であつた。勿論自由主義の

國家觀は、後に説く如く自然法論者の如く、國家の成立を契約に求めてゐない。この點において、兩者の大なる差異があると共に、自由主義的國家觀にあつては、經濟的事情の發達のために、經濟的方面に關する國家の意義と社會全體に對する意義とが益々多く論じられ來つたのである。故に自由主義的國家觀は、宛かも經濟學の庶子として生れた觀がある。

註八 拙稿『近世國家論における自然法學說』三田學會雜誌、昭和三年十二月號、七八頁以下。

註九 前掲拙稿、一〇五頁以下。

經濟的方面における國家の意義と共に重要視せらるべきは、信教の自由と國家の關係である。ハロルド・ラスキの如きは、この點に甚だ重きを置いてゐる。宗教的寛容に對する運動は、經濟的自由に對する運動と平行して行はれたのみでなく、前者は後者の父であると言へ主張する。洵にスミス以前の經濟學者が殆んど例外なく宗教的寛容の熱心なる擁護者であつたことは決して意義のないことではない。地主は國教派であり、商人の多くは非國教派であつた。而して宗教的擯斥

は貿易の平衡にまで干渉した。故に、宗教的自由の基礎が確立せられた場合において、彼等の議論を特殊なる方面に向けることは甚だ容易のことであつたからである。英國の政治思想史において、スチュアート王朝以來非國教信者が深く政府不信の態度を採つたことを注意することほど重要なはない。彼等はあらゆる政府の干渉から離れて、放任せらるゝことを望んだのである。サア・ウィリヤム・テンブルは和蘭の經濟的繁榮をもつて、宗教的寛容の賜物とした。かくの如くして、英國における宗教的自由の運動は、屢々宮廷の寵臣に對する特許獨占制度に對する抗議となつた。經濟現象における自由は、宗教的自由におけるが如く、種々なるものゝ存在を許すことを意味した。經濟的に種々なるものが存在する状態は自由競争を意味するに外ならない。英國の清教主義は、既にトレネルチの指示したやうに、全くかくの如き立場にある。勞働は神の意志であり、その實行は、恩寵の試金石である。努力大なれば、その酬ゆるゝことも、また従つて大である。故に、人の産業的價値の自由なる發展が神の法則であると説くのは、一步を進むることによつて足りる。ラスキは、第十八世紀における英國地主階級の商人階級に對する敵意

はその根底において、宗教的對立の相續物であるとしてゐる。乍併、この點は、逆に經濟的勢力の相異が宗教觀における背反を招來したといふことが出來よう(註一〇)。而して、この國家觀の發祥地とせられ、最もよく發達したところは、英國であつた(註一一)。

註一〇 Harold J. Laski, Political Thought in England from Locke to Bentham, 1920, pp. 216-218.

註一一 Hermann Levy, Der Wirtschaftsliberalismus in England, 1928, S. 5.

吾々は既に諸家の見解に従つて、主權在民論を主張して、民權運動の理論的根據を與へた思想家として、ジョン・ロックを擧げた(註一二)。このロックは同じく自由主義的國家觀に對して理論的根據を與へたものとして、自由主義國家觀の出發點をなすものである。故に吾々の筆は一六八八年の名譽革命にまで遡らねばならぬ。ロックはこの革命に對して理論的根據を與へたものだからである(註一三)。

註一二 前掲拙稿、九五—一一五頁。

註一三 Paul Mombert, Soziale und wirtschaftspolitische Anschauungen in Deutschland, 1919, S. 5.

註一四 Laski, Political Thought, p. 26.

三

一六八八年の英國名譽革命の政治的意義は佛蘭西並に羅馬と聯合して英國に専制政治を樹立せんとするジェームズ二世の企圖に對する抗議であつた。そは一の貴族の運動であり、その遭遇した反對もまた貴族の勢力によつたものであつた。而して、その成し遂げた事業は羅馬との聯合によつて、事をなさんとするのを不能ならしめ、王權確立の唯一の基礎は議會の同意にあるといふ理論を確立したことであつた。何となれば何人もオレンヂのウイリヤムが神權によつて支配したと公言し得るものはなかつたからである。謹直なる人々は、ジェームズの退位を宣言することに躊躇した。ジェームズが自ら退位をしたといふ擬制も、ウイリヤムの擁護者を欺くためではなかつたのである。そこで、憲法によつてゐない議會は王座の空位なることを宣言し、多くの商議の後、ウイリヤムとメライとは、王座に登るべく招ぜられたのである。ウイリヤムに對しては、この勸誘は甚だ強力に感ぜせられた。そは、彼に對して、ルイ第十四世の帝國主義に對抗するため、歐洲における最強の海軍力の援助を與へ、休むことなき敵の攻撃に對して、プロテスタンチズム

の生存を保證した。而して英蘭土もまた新制度に對して、歓迎しないのではなかつた。英蘭土民の間に廣く行はれてゐる信念は、ジェームズの失政によつて空しく蹂躪せられた。英國教會派の大部分が新制度に對して超然たる態度を示したのではあるが、商人階級は彼に對して温き援助を惜まなかつたのである。而して、理論上において、疑義を懐いてゐた多くの人も、實踐に従つたのであつた。すべての人が少くとも新時代の曙光の輝けるを意識したのであつた(註一四)。

註一四 Last, Political Thought, pp. 22-23.

この革命の理論家はロックであつた。一六八八年の革新を是認せんとするのが、彼の意識的努力であつた。而して、この事業は彼の「國家二論」(Two Treatises of Government)の一六九〇年における公刊によつて成されたのである(註一四A)。彼はこれより五年以前には「寛容に関する書翰」(Letter Concerning Toleration)をラテン文をもつて發表し、「國家二論」と同年には「人間悟性論」(Essay Concerning Human Understanding)を刊行してゐるが、前者は宗教上における自由主義を主張したものであるとして、彼の自由主義と深き關係を有し、後者は認識論上における模寫説の古典として、重要視せ

らるゝものである(註一五)。乍併、彼の國家論上の議論は「國家二論」をその典型的なものとする。

註一四 A

Government なる語を——現在の譯語に従へば「政府」をすべきであるが——國家を譯して置いたが、この時代においては Government を State なる文字は同義語として用ゐられてゐたやうであるから、國家を譯しても差つかえなすを慮ふ。(Gadamer von Urnub, Dogmenhistorische Untersuchungen über den Gegensatz von Staat und Gesellschaft vor Hegel (1928.) ロックは後に示すやうに國家なる語として Commonwealth (Commonwealth) なる語を用ゐてゐる。

(註一五)

ヘンディング『近世哲學史』北吟吉譯上巻四六一頁

ロックの「政治二論」は、(國家)の起源、性質、限界を論じた書であるが、その名の示すやうに二部に分たれてゐる。而して、兩者はその目的と價值とを異にしてゐる。第一論はサア・ロバート・フィルマア (Sir Robert Filmer) の政治の史的想像に對する詳細にして、倦怠を催さしむほどの抗議である。フィルマアは既に久しき以前に於いて脱稿せられてゐたのであるが、一六八〇年始めて刊行せられた「パトリアキヤ」(Patriarcha)によつて、近代英國の大思想家トマス・ホッブズの到達した結論、即ち絶對王制國家の結論に、社會契約の要素を用ゐずして、到達せんとしたのである。フィ

ルマアはホッブズについて、次のやうに云つてゐる。「余は統治權について、彼と一致してゐるのであるが、余はこの權利獲得の方法について彼に同意することを得ない。」フィルマアは統治權が絶對のものでなければならぬことについては、何等ホッブズの主張と異なるものを持つのではない。乍併、彼は、この統治權の絶對性を論證する方法において、ホッブズと意見を異にした。フィルマアはチアアルズ一世の權原の論證をアダムに求めたのである。ロックは、このフィルマアの史的想像を採つて、その詳細なる反批判の對象としたのであるが、吾々にとつてロックのフィルマアに對する反批判の要素は次の諸項に涉つてゐる。

- 一、アダムはその父たることの自然權または神からの積極的贈與によつても、彼の子女に對する權威または世界に對する支配權を有することがない。
- 二、例へば、アダムがこれを有してゐたにしても、彼の子孫はこれに對して何等の權利を有するものではない。
- 三、例へばこの權利をアダムの子孫が有するにせよ、起り得るあらゆる場合に、何人が正統なる承繼者であるかを決定する自然法も神の實定法も存在しないので、

この権利の繼承權、従つて統治權保持の問題について明確に決定することは出来なす。

四、よし以上のことが決定し得たにしろ、アダムの子孫の直系に關しては、何等知らるゝところがないのであるから、何人も彼の直系子孫といふことが出来ず、従つて相續權を有してゐないのである(註一六)。

註一六 John Locke, Two Treatises of Civil Government, Bk. II, Chap. I, pp. 117-118. (Everyman's Library Edition)

以上の點がロックの論駁であるが、吾々の疑問に耐えない點は、彼が何故にフィルマアの如き薄弱な理論家をその批判の對象としたかといふことである。ホッブスの著書は既に世間に流布してゐたのであるが、ロックはこの事に直接批判の筆を向けることがなかつたのである。これは恐らく、ホッブスの不快なる名聲のためであつたらう。而して、教會を國家の一部と解し、クロムウルの權原もスチュアート王朝の權原もともに、これを是認したホッブスは當面の實際的問題に深き注意を拂ひつゝ、あつたロックの反對者たるを得なかつたらう。而して、ロックの側

からこれをいへば、彼は第二論において、明白にホッブスに對して答へてゐると言ひ得るのである。たゞロックがフィルマアを論敵とすることによる効果は、フィルマアの名をロックの名著と共に後世に傳へたことに存する(註一七)。

註一七 Laski, Political Thought, pp. 32-33. William Graham, English Political Philosophy from Hobbes to Maine 1919, p. 51.

四

「國家二論」の第二論、國家の眞の起源範圍及び目的に關する研究は第一論に比すると、その面目を一新する。ロックの思想史上における眞の價値はこの第三論に存するのであつて、彼はこゝで政治現象の深奥なる研究に従事してゐるのである。既に述べたやうに、ロックは國家の權力をアダムの父權から演繹せんとするロバート・フィルマアの所説に反對した。ロックいふところに従へば、は國家權力即ち政治的權力は子女に對する父權、家僕に對する主人の權力、妻に對する夫の權力、奴隸に對する領主の權力と區別すべきものである。政治的權力とは、立法權、死刑に對する權利、従つて、財産の規定並に維持に關する低度の刑罰の權、かくの如き法

律の施行並に外國の侵害に對して、國家を防衛するに當つて社會の勢力を利用するの權であつて、これらはすべて公共の善のためにせらるゝものとしたのである(註一八)。

註一八 Locke, Two Treatises, Bk. II, Chap. I, § 2-3, p. 118.

このことを立證するために、ロックは當時流行の自然法學説を採用した。自然法學説は國家成立以前をもつて自然状態とするのであるが、この自然状態について、ホッブスは周知の如く萬人對萬人の鬭争状態であるとした。彼に従へば、すべての人が彼の隣人をその敵とするやうな状態にあつては、平和もなければ、理性もない。かくの如き状態を脱れる唯一の道は、すべての人が、その自然的自由を捨て、一の絶對的權力を樹立することにあつた。ロックはかくの如きホッブスの自然状態論を否定した。彼に従へば、自然状態は自然法によつて支配せられてゐて、この自然法は、ホッブスのいふやうに、實定法の對立物ではなくして、反つてその前提的條件である。それは、すべての場所とすべての時において、人間の行爲を支配する一體の法である。この法の支配的要素は理性であつて、理性は人間がその自然

状態においては平等であることを示した。生命、自由及び財産の權利である人間の自然權はこの平等から生れたものである。自己保存の本能は人間の最深の本能であり、ロックの意味する自由とは、自然法を遵奉した上での個人自らの性向を追究する權利である。かくの如き方面における法とは、自由の實現における一的手段に外ならない(註一九)。

註一九 Locke, Two Treatises, Bk. II, Chap. II, § 4-6, pp. 118-119.

ロックのいふ自然状態は、ホッブスの自然状態とは反對に甚だ社會的である。そこには鬭争もあれば、暴力もあり得るのであるが、かくの如きは、この自然状態に本質的である理性の支配が打ち棄てられた場合においてのみである。乍併、自然状態は國家状態ではない。この場合、自然法を強制すべき共通の強者は存在しないのである。すべての人は彼自身の解釋に従つて自然法を適用してゐるに過ぎない。従つて、知識の差異の存するために、正義觀念における種々の不便なる不一致が招來せらる。その結果は不安と混亂とであり、これから脱れるの道は、この原因を除くべき組織に求められなければならない(註二〇)。こゝに社會契約が起るの

である。ロックの社會契約は、ホッブズにおけるやうに、利己的個人の鬭争状態から脱れるための窮極の必要から起つたのではなくして、理性の勝利であつた(註二二)。そは、各個人のすべての人に對する契約であつて、個人は自然法の支配を施行する個人的權利を放棄する。これに對して、個人はその自然權たる生命、自由、財産の權利を保證せらるゝのである。こゝに政治的社會(Political or civil Society, body politic)が成立するのである(註二三)。

註二〇 Locke, Two Treatises, Bk. II, Chap. IX, pp. 179-182.

註二一 Laske, Political Thought, p. 35.

註二二 Locke, Two Treatises, Bk. II, Chap. VIII, § 95-98, pp. 164-166.

かくの如くして成立する政治的社會は種々なる形態を有してゐる。最初に形成せられ人間の社會は、その性質上、多數者がその全權を掌握し、時々社會のために立法の權力を施行し、彼等の任命した官吏によつてこれらの法律を實施するのであるが、かくの如き形態の政府は、完全なる民主主義である。また立法權を特別の少數者及びその後繼者の手中に置くときは、寡頭政治であり、一人及びそ

の相續者に限るときは、世襲王制である。この一人が終身的王位につき、その死に當つて、繼承者指名權が、少數有力者に歸する場合には、それは選舉王制である。而してこれらの諸形態またはその混合型の政體を創造するものは、多數である。立法權は多數者によつて、ある者に終身または一定の期間だけ與へられる。この期間の經過後はこの最高權は社會に歸する。社會はこれに再びその欲する人の手に與ふことによつて新政體を構成するのである(註二三)。

註二三 Locke, Two Treatises, Bk. II, Chap. X, § 132, pp. 182-183.

國家と政體とは異なる。國家とは民主主義またはその他の政體を意味するものではなくして、ラテン語のシヴィタス(Civitas)といふ語によつて表はされてゐる獨立の社會を意味する。このシヴィタスに相當する言葉が英語のコンモンウェルス(Commonwealth)である。コミュニティ(Community)なる言葉は國家を表現するに適當ではない。何となれば、一政府中にも從屬的社會が存し得るからである。都市(City)なる文字もその意味するところが狭さに過ぎる(註二四)。

註二四 Locke, Two Treatises, Bk. II, Chap. X, p. 183.

五

かくの如き國家の目的は何であるか。言ひ換へれば、國家の機能たる立法權の範圍及び目的は何であるか。人間がその社會契約を通じて、國家を形成した大目的は、彼等の所有(Property)——こゝにロックの所有といふのは、生命、自由、財産を總稱するものである(註二五)——を平和と安全とにおいて、享樂せんがためであり、このための重大なる手段はこの社會内に設けられた法である。すべての國家の最初の基礎的實定法は立法者を支配すべき最初の基礎的なる自然法としての立法權を設立することである。このことが、國家の保持であり、公共的善と一致する限りにおいて、國家内における各人の保持である。立法權は國家の最高權である許りでなく、社會が一度依託した人の手中において、神聖にして、動かすべからざるものである。何人の勅令も、この立法權の許可なくしては、法たるの強制力を供へず、法律もこの許可なくしては、法の法たるに絶對的に必要である社會の同意を得ることが出来ないのである(註二六)。

註二五 Locke, Two Treatises, Bk. II, § 123, p. 180.

註二六 Locke, Treatises, Bk. II, § 134, pp. 183-184.

立法權は國家における最高の權力であるが、この最高權は何ものゝ拘束を受けないものでもなく、獨自絶對の權力ではない。立法權は人民の生命並に財産(富)に對する絶對任意の支配權でもなく、またあり得ない。何となれば、立法權は社會各員の合同權力を立法者たる個人または集會に與へたものであるから、そは彼等が社會形成以前自然状態において、所有し、これを社會に與へたものに外ならぬからである。何人も彼自身有する權力以上のものを他に與へることも出来ないし、また何人も彼自身の生命を滅ぼしまたは他の生命財産を奪ふ權力を有するものではない。人は自らを他人の任意絶對の權力に屈從し得ざるとともに、自然状態においては、他の生命、自由または所有に對する任意の權力を有するものではない。たゞ彼自身並に人類の他の者の維持のために、自然法が彼に與へた限りにおいてのみ權力を有するのである。これが彼のなし得るすべてであり、國家に對して與へ得るすべてである。かくして、立法權が起るのであるから、立法權はこれ以上のことを有してはならぬのである。故に立法者の權力は社會の公共的善のために

限られてゐる。この權力はこれ以外に何等目的も有するものではない。故に立法者はその人民を滅亡し、奴隷化し、企圖的に貧困化する權利を有するものではない。自然法の遵奉は社會内において中止せらるゝのではなくして、自然法の確實に行はれんがために、人爲法によつて、刑罰の規定が定められたのである。かくて、自然法は、すべての人、即ち立法者並にその他のすべての人に對する永久の規律として存在するのである(註二七)。

註二七 Locke, Two Treatises Bk. II, § 135, pp. 184-185.

次に、立法權は即時任意の法令によつて支配する權力を獲得することは出来ない。人民の諸權利は發布せられた法律と法律上の裁判官によつて決定せられなければならぬ。何となれば、自然法は成文法ではなく、たゞ人心の裡にのみ、これを見出し得るのであるが、彼等は、感情または利害によつて、自然法の適用を誤ることがあり得るが、もし制度として裁判のない場合においては、彼等は容易にその誤謬を矯正し得ないからである。而して、各人が各々自然法を解釋施行する場合においては、適當に彼自身の權利を規定するに、他の生命、自由並に財産の限界を

設けることが出来ないし、彼もまた他からの傷害を防衛し、加害者を所罰するの力を有してゐないのである。この不便を避けるために人には國家を組織して、彼等の有する自然權のすべてを國家に依託したのは、國家によつて公布せられた法律によつて支配せらるゝことが目的であつたのである。さもなければ、彼等の平和と安寧と財産とは、自然状態における如くに、彼等にとつて不安のものに過ぎないのである。故に國家が如何なる政體にあつても、支配權は、公布し、承認せられた法によつて統治すべきであつて、即時的命令及び不確實なる決議によつて支配せらるべきではない。何となれば、支配權者が、多數者と協力して、他者の意志に反して、服従を強制し、規律となるべき法なき場合においては、彼等は自然状態の下におけるよりも、更らに劣悪なる状態で生活することゝなるからである(註二八)。

註二八 Locke, Two Treatises, Bk. II, § 136-137, pp. 185-187.

國家の最高權は何人たるを問はず、その同意なくして、彼の所有の如何なる部分をも取り去ることは出来ない。何となれば、所有の維持は政府の目的であるからである。個人が國家においても、所有を保持するのは、既に自然状態において、所有

を有してゐた當然の結果であつて國家においても權利として認められてゐる。更らに進んでいへば、所有維持のために國家は設立せられたと解して、この故に何人も當事者の同意なくして、彼の所有の全部または一部を取得することは出来ないのである。もしこの所有維持確保が行はれないものとすれば、所有は存在しないのと同じである。最高主權が任意ある行動をすることは誤謬なのであるから、人民の所有の自由所分もまた誤謬ではなくてはならない。而して、政府は、所有を確保するために、人民相互間の所有統制に關する法律を制定したときにおいても、所有者の同意なくして、所有の全部または一部を取得する權力を有するものではない。たゞ、政府の維持は多大の經費を要するので、政府の保護を享受しつゝある人々は、彼の所有から政府維持に對する費用の持分を支拂はねばならぬ。この租税の支拂についても勿論彼の同意を必要とする。この場合の彼の同意とは多數者の同意を得ることであるが、國家の支配者がその權力によつて、人民の同意多數者の同意を得ることなく、かくの如き租税を賦課するのは、所有の根本法を侵害し、政府の目的に悖るものである(註二九)。

註二九 Locke, Two Treatises, Bk. II, § 138-140, pp. 137-139.

最後に立法者は立法權を他に譲ることは出来ない。何となれば、この根源的權利の所有者たる人民は、この權利を他に譲ることは不可能であり、政府はこれを譲渡不可能なる人民から託された權利あるが故である(註三〇)。

註三〇 Locke, Two Treatises, Bk. II, § 141, p. 139.

要するに、ジョン・ロックは當時流行の自然法學說に従つて、國家の成立を説明するとともに、國家の主權が嚴然として人民の權利の集合的依託なることを宣言した。この點において彼は當時絶對王制の辯護のために行はれてゐた神權授與説の正反對に立つものであつた。かの使徒パウロの「上に在て權を掌る者に凡て人に服ふべし、蓋神より出ざる權なく、凡そ有とてろの權は神の立たまふ所なれば也。是故に權に悖ふ者は神の定に逆くなり、逆者は自ら其審判を受くべし」(註三一)といふ言葉にその根據を置いた神權授與説の正反對者であつた。この點において彼は前述のやうに、一六八八年名譽革命の理論家なのである。更らに注意すべきは、彼の法治國家の理想である。そは、主權在民論とともに、近世民主主義の理念の一

のである。而して彼の國家の目的の最大なるものは、生命、自由、財産の防衛であつた。ロックはこの三者を既に記したやうに、所有を總稱してゐる。彼が如何に財産並にその任意處分に重きを置けるかに對する有力なる證左である。主權在民法治國家、財産の尊重は、個人的自由の前提である。この點において、ロックは當時新興の商業ブルジョアジイの理論的代表者であるといへる。ロックの國家論は、これらの諸點について、マアカンチリズムの國家觀とその所見を異にする。マアカンチリズムの國家觀は一の普遍主義的國家觀であり、彼の國家觀は個人的原子的國家觀であつた(註三二)。これらの諸點は、後の自由主義的國家觀によつて、承繼發展せられたところであつた。

註三一 新約全書羅馬書第十三章

註三二 A. v. Urrnh, Dogmenhistorische Untersuchungen über den Gegensatz von Staat und Gesellschaft. Ss. 53-

55. 拙稿『社會の國家よりの解放』——第十八世紀に於ける社會概念の發見に對する史的考察——『新興科學の旗のもとに』本年二月號、二二—二四頁。

六

ロックは國家の成立を契約に求めたことは以上説く通りであるが、彼の契約説

は十八世紀に至つて、國家成立の原因論として考へられなくなつて來た。その第一の理由は、論理的推論によるものである。即ち個人または家族が孤立的に生存してゐたとする自然状態を一の擬制と考へたのによるのである。その第二の理由は人間の原始的生活に關する人類學的資料の増加である。この當時に至つて、新大陸の蠻民の社會生活状態に關する知識が稍や一般的となつて來た。彼等は今尚ほ野蠻状態にあり、國家を形成してゐないにも拘らず、群居的家族、村落共產體、部族といふやうな形態の社會を形成してゐることを知つたのである。第三の理由として擧ぐべきものは、英國における感情道德學說の興隆である。この學說の發達は英國社會思想史上に一期を劃すべき事件であるが、十八世紀の前半は實に、感情道德學說の興隆期であつた。自然法學說は、すべて社會成立の要因を理性に求めたのであるが——この點については、ホッブズもロックも、ルソウも同じである——道德哲學者は人間を支配する最も根本的なものを感情に求め、従つて、社會の要因をまた感情に歸したのである。理性はたゞ社會形成後における社會生活の一規制者として認めらるゝに止まるのである(註三三)。

註三三 拙著『近世社會學成立史』一〇五—一〇八頁。

Karl Pribram, Die Entstehung der individualistischen Sozialphilosophie. 1912. 4. Kapitel. Ss. 65 ff.

この時代の思想家は國家の成立を説明する上において、契約説を離れて、大家族説を探るに至つたのである。デヴィッド・ヒュームの「黄金時代は詩人の擬制であつて、自然状態は哲學者の擬制である」(註三四)あるといふ自然状態に對する寸鐵評は、ボオナアのいふやうに、民衆を動かすことはなかつたのであるが、有能なる思想家の多くを動かしたつたのである。第十八世紀初葉における雄辯なる政治家ヘンリ・ボオリングブロオクの如きは、この新しい立場の代表的なるものである。彼によれば、人類はその最初から社會を形成してゐる。最初の男女はその子孫と共に、最初の社會を形成した。家族の擴大とともに、全體の幸福のために、一定の公權、服従規定、從屬關係が成立する。然るに、この大家族が更らに、他の家族と團體的生活に入ると、從來のやうな單純なる規定をもつては、不充分である。こゝにおいて、哲學者と立法者とが起つて政府を組織し、法律を制定する。この法は、立法者の創意によるのではなくして、既に家族の状態において、遵守すべき根本法であつて、家族が他の社會形態に發展すべく、これを政府に對して放棄したに過ぎないものである。かくの如き社會觀は第十八世紀前半において、多くの勢力を獲得した。シャフツベェリ、ウイリヤム・テンブル、デウィッド・ヒュームの如きは、その重なるものである(註三五)。

註三四 James Bonar, Philosophy and Political Economy, p. 186.

註三五 拙著『近世社會學成立史』一〇九—一一三頁。

かくの如く社會の根本的要因を感情に求め、國家の成立を自然状態における契約の締結に求めないことにおいて、第十八世紀の國家論は、ロッキの時代の國家論と異なるのである。乍併この國家に對する態度の變遷には理由がある。ロッキは一六八八年の革命の理論家として、國家成立の根本に遡つて、それが民主的に成立したことを論證する必要があつた。即ち當時の社會的要求は、民主的國家構成の根柢を確立することにあつた。然るに今や一六八八年の革命は成就せられて、民主的國家は建設せられたのであるから、残るところは、この新らしき形態の政府が何をなすべきかの問題なのである。第十八世紀の國家論の主潮が國家機能の問題に

集中せられてゐることは決して不思議ではないのである。而して、一六八八年の革命に對して温き同情を寄せた新興商業階級はその後の發展によつて、自らの力を強め、獨自の力をもつて自由なる活動をなさんことを要求するに至つたのである。この要求は第十七世紀の後半から第十八世紀の前半に涉つて、商工業の自由なる形態において叫ばれてゐる(註三六)。ペテイ、バアボン、ノオスの如き經濟時事論者は聲を大にして、經濟的自由のために叫び、デグッド、ヒュームの如きは、自由主義的經濟學の創設に着手し、來るべき經濟學の建設と自由主義の樹立に貢献したのであるが、吾々は今これらの思想家について、詳細を記述する目的と餘裕とを持つてゐない。吾々は直ちに、これらの經濟的思想をその偉大なる頭腦に汲收して、自ら經濟學の體系を建設し、而して、自由主義的國家觀に最も重要なる理論的根拠を與へたアダム・スミスを論じなければならぬ。

註三六 Hermann Becker, Zur Entwicklung der englischen Freihandelslehre, 1922, S. 18 ff.

七

一七七六年刊行の「國富論」はトマス・バクタルのいふやうに、政治學者並に立法者

の全才能を合せたよりも人類の幸福のために貢献した著作であるか否かは別問題として(註三七)、それがハスバットのいふやうに「經濟學に關して、第十八世紀の最後の四半世紀の初葉にいたるまで考察せられたすべてのもの、完全なる大集成」たることには何人も疑ひのないところである(註三八)。この著作の根本思想は何であるか。スミスは人も知るごとく一七五九年「道徳情操論」を著はしてゐるのであるが、彼の根本思想は兩者を通じて、共通のものを形成する。

註三七 Thomas Buckle, Introduction to the History of Civilization in England. 拙稿「トマス・バクタルの文明史觀」三田評論三月號二四頁。

註三八 Wilhelm Hasbuech, Untersuchungen über Adam Smith und die Entwicklung der politischen Ökonomie, 1891, S. 439.

スミスの根本思想を形成するものは、その形而上學的樂天觀である。彼は、シャフツベェリ及びハチェスンに現はれてゐる樂天的自然神教の最も徹底した代表者の一人である。シャフツベェリは全智全能の神による調和の世界を想定したのであるが、調和こそ、彼の標語であつた。彼の自然神教的調和論は、ドライデンの詩に最もよく現はれてゐる。シャフツベェリはこれを哲學化したのである。ド

ライデンは歌ふ(註三九)。

註三九 Leslie Stephen, English Thought in eighteenth Century, Vol. II, p. 26.

From harmony, from heavenly harmony,

This universal frame began.

From harmony to harmony

Through all the compass of the notes it ran,

The diapason closing full in man.

スミスの自然神教もこの範圍を出ないのである。神は世界以外にあつて、世界を創造し、世界は神によつて與へられた法則に従ふ。スミスは偉大なる仁愛全智の實在を信じ、神はこの世界をして、すべてのとき、最大可能量の幸福に導かんとするのである(註四〇)。神は時計製造者に比すべきものである。何となれば、神は、世界の齒車を巧に組み立て、齒車は何等それを知ることなく、また欲することなく、美事なる秩序と調和と美と祝福とを作り出すが故である。世界における調和的なるもの、自然的なるものはその結果である。自然研究者は、天界並に地上の動か

すべからざる力學的法則を發見せんと努力するやうに、人性の方面に關する研究者は、人間精神を最も深く研究し、この認識から人間行爲の變ることなき永遠の自然法則を導き出すためには、本能及び感情の機械的組織を認識することに務めなければならぬ。これが人間に關する科學の目的である。而して、倫理學は心理學の基礎の上に打ち建てらるべき經驗科學であり、政治學もまた人性の科學に屬するが故に、哲學的政治學の課題は神によつて與へられ、人間の精神の中に示されてゐる自然的秩序を指示するにあるのである。この目的を達するために、スミスは、人間の自然的本質並に自然的衝動の分析を以て出發し、神は人間に自利と仁愛との本能を賦與し、これらの本能の發動を適宜ならしめるために同情の感情を與へたとした。故に人間はその性情のまゝに行動することによつて、自らの利益を増進するものも、他の社會一般の利益をも、知らず、知らずの間に増進するものとした(註四一)。このスミスの根本思想を知るものは、道徳情操論の一節である。

斯くの如く、自己保存と種の繁殖とは、有ゆる生物を造るに當つて、自然が志した大目的なるが如くである。人類はこれらの結果に對する欲求と、その反對に對

する嫌忌と、即ち生を愛する情と死を怖るゝ念と、種の永續不滅を欲する心と、その死滅の想像に對する嫌忌とを賦與せられてゐる。乍併、吾々はこれらの結果に對する甚だ強烈なる欲求を賦與せられてゐるのであるが、この結果を實現すべき適當なる方法の發見は、吾々の理性の緩漫不確實なる決定に委されないうで、自然は吾々を本源直接の本能によつて、これらの目的の大半に向はしめてゐる。飢渴兩性を結合せしめる欲情、愛快樂心及び苦痛の恐怖は吾々を驅つて、それ自身のために、かの諸方法を適用せしめ、而して、自然の大支配者がこれによつて、實現せんと意圖せる仁慈なる目的に對するその傾向については、何等考慮するところなくして、これを行はしめるのである〔註四二〕。

註四〇 Stephen, op. cit. Vol. II. p. 71.

註四一 小泉信三『アダム・スミスの理論經濟學概論』三田學會雜誌第十七卷第七號 (スミス記念號) 一一七—一一八頁。Hahach, op. cit. S. 7. ff.

註四二 Theory of moral Sentiments, Bohn's Library. p. 110.

八

以上のやうな天界並に地上における自然的調和は、これを經濟現象においても

見ることが出来るのである。この經濟生活における自然的調和が彼のいふ「自然的自由の明白にして單純なる制度」を構成するものである〔註四三〕。自然的自由の制度とは、社會を構成する各個人が、自然によつて與へられた性向——彼の生活を改善せんとする努力または自利心——に従つて活動し、他の同じく自由なる活動を妨げざる限り、それはまた全社會の利益を増進するといふのである。スミスは資本投下に對する保護また抑制の政策について論じて次の如くいつてゐる。

「かくて顯著なる獎勵によつて、特殊なる産業の種類に、自然にその産業に放下せらるべき以上の社會の資本の大なる部分を吸引し、または著しき制限によつて、これなければこの部分に投ぜらるべき資本のある部分を特殊産業に投ぜらるゝことを妨げれることは、事實、この政策が助長せんとする大目的に反するものである。それは、眞の富と偉大とに對する社會の進歩を促進せずして、反つて妨害するものであり、その土地並に勞働の年生産の眞の價値を増加せずして減少するものである。

故に、獎勵または制限のすべての制度が、完全に一掃せらるれば、自然的自由の明

自にして簡單なる制度が自らに樹立せらるゝ。すべての人は、彼が正義の法則を破らざる限り、彼の方法において、彼自身の利益を追究し、彼の勤勉と資本とを他のそれと競争せしめるために、完全に自由に放任せらるゝのである。君主は、彼が常に無数の謬見に遭遇しなければならぬ——何となれば、その適當なる遂行には如何なる人間の知識も充分でないからである——ことを行ふ義務、即ち私人の産業を監督し、社會の利益に最も利益ある事業にそれを指導する義務から完全に解放せらるゝのである。(註四四)

その理由とするところは、次の如くである。
「各個人が自己の状態を改善せんとする自然的努力は、自由と安全をもつて、これを行ふことを許されてゐる場合には、甚だ有力なる原理であつて、獨りこれのみで何等の助力がなくとも、單に社會を富と繁榮に導き得るのみならず、また愚劣なる人爲の法律によつて、その作用を餘りに屢々妨げ僭越なるあらゆる妨害に打ち勝ち得るものである。」(註四五)

註四三 Adam Smith, Wealth of Nations, 1776. Gannan's Edition, Vol. II, p. 184.

註四四 Smith, Wealth of Nations, Vol. II, p. 184.

註四五 Smith, Wealth of Nations, Vol. II, p. 43.

以上が經濟生活における自然的調和の根據であつて、従つて、スミスの經濟政策論の根柢である。自利追及の完全なる自由を主張するスミスはこの自由に對する制限または妨害をもつて、不正であり、無禮であり、且つ、人類の最も神聖なる権利の明白なる侵害であるとした(註四六)。乍併、スミスのいふ自然的自由は、個人の完全絶對なる自由——個人主義的無政府主義者マックス・スタルナアのいふが如き個人的自由ではない。スミスの場合における個人的自由は、正義の法則に従ふ限り、即ち、他人の自由を妨げざる限りにおける個人の自由である。この範圍における自由なるが故に、個人に對する抑制機關である國家はその存立の餘地を有するのである。

註四六 Smith, Wealth of Nations, Vol. II, p. 83.

藤林敬三「國富論の根本思想に就て」三田學會雜誌第二十一卷第三號一〇二頁。

既に、國家存立の餘地があるとすれば、國家は果たして何をなすべきであるか。スミスは國家の職能を、その自由主義の立場から次の如くいつてゐる。

「自然的自由の制度によれば、君主はたゞ爲すべき三つの義務を有するに過ぎない。乍併、この重大なる三つの義務は普通の悟性を有するものにとつては簡明であり、且つ首肯し得るものである。第一、他の獨立の社會の暴力並に侵略から社會を防衛すべき義務、第二、社會の各員を、出來得る限り、社會の他の各員の不正義または壓迫から保護すべき義務、換言すれば、正義の嚴密なる行政を樹立するの義務、並びに、第三、これを設立し維持することが、個人または少數の個人の利益たることを得ないある種の公共事業及びある種の公共的施設を設立し維持する義務、何となれば、個人または少數の個人に對しては、その事業の利潤がその費用を償ふことが出來ないのであるが、事業そのものは、その費用を償ふ以上の利益を大社會に齎らすであらうからである」(註四七)。

註四七 Smith, *Wealth of Nations*, Vol. II, pp. 184-185.

スミスの以上の如き國家の職能は、(一)外敵に對する軍事的保護(國防)、(二)國內にお

ける法律的保護司法(三)可及的の最小範圍における警察的厚生の行政警察行政である。而して、この三職能は洵に、アウヅスト・オンケンのいふやうに、法治國家の綱領を形成するものである(註四八)。

註四八 August Oncken, *Adam Smith und Immanuel Kant*, 1877, S. 139.

九

スミスの以上の國家職能論は、彼の自然神教的樂天觀の必然的結果である。この樂天的社會觀の結果たる國家論は、一方において、彼の實證的國家觀によつて、尙ほその理論的根據を確實にしてゐる。吾々は次にこの方面におけるスミスの學的貢獻を記すであらう。

人間は如何にして、國家を形成したか。既に述べたやうに社會契約説は第十八世紀に至つて凋落してゐるのであるが、アダム・スミスもまたこの説を斥けてゐる。彼は、反對理由を次のやうに擧げてゐる。社會契約説は英國に廣く行はれてゐるが、政府は何等契約について考へられてゐないところにおいても存在する。英國の大多數の人々は決して、このことについて考へたことはないのである。普通の

英國の勞働者は何故に政府に對して服従するかを問はるゝとき、彼等は、このことを爲すことが正當であり、他人もまた服従してゐること、彼等がもしも服従しない場合には、刑罰に處せられ、または、神に對する罪となる、と答へるであらうが、彼等は決して、その服従の根據として、契約を擧げないであらう。第二に、例へ、政府のある權力が最初ある條件の下にある人に託されたとすれば、これを託した人々の服従が契約に根據を置くであらうことは、眞實であるが、彼等の子孫は、これに何等の關係を有してゐない。彼等は、この契約を知らず従つて、彼等はこれによつて拘束せらるゝことがない。彼等が國內に止まることは、彼等が明かにこの契約を承認し、これによつて、拘束せらるゝといふ反對論が主張せらるゝかも知れぬ。乍併、彼等は如何にして國內に止まることを避けることが出来るか。彼等は、その出生に當つて、何等この國土に生まるべきか否かを知らぬのである。而して、多數の人々は、他國をも、他國語をも知らないし、また、彼等は多く貧しくして、生誕の地を遠く離れることも出来ず、その生活のために勞働しなければならぬのである。故に、例へ、彼等が服従に對する強い感情を有してゐたにしろ、彼等が契約に對して承認を與へ

たといふことは出来ないであらう。もし、一國に止まることによつて契約に對して承認を與へたといふが如きことをいふならば、それは恰度人を船中に連れ來つて、船が既に沖に航行しつゝあるとき、彼の船中にあることによつて、船長に服従することを契約したといふやうなものである。義務の基礎は人間が全然知らぬやうな原理であつてはならない。そは、如何に混亂してゐやうとも、彼等の行動すべき原理について何等かの觀念を有してゐなければならぬ。次に原始的契約の整定に従へば、彼等は、國土を去るや否や、彼等は最早一國の臣民にあらず、國家に對する一切の義務から脱れるものであると宣言し得るのである。然るに、すべての國家は尙ほ彼等にその臣民たることを要求し、かくの如き行爲を罰する。また契約が存するならば、その國を慕つて來た外國人は、その契約に對して最も明白なる同意を表したものだといはねばならない。然るに、國家は外來の外國人をもつて、彼の母國に對する偏愛を有するものとして、國內に生れた自由民ほどの期待を國家から受けない。以上のやうな理由から、契約は政府に對する服従の原理ではないのである(註四九)。

註四九 Adam Smith, Lectures on Justice, Police, Revenue, and Arms, edited by E. Cannan, 1896, pp. 11-13.

然らば政府の原理は何であるか。人をして國家を形成せしめた原理は二つであるがそれは權威(Authority)の原理と效用(Utilitas)の原理である(註五〇)。この公權並に效用の原理は國家の建設せらるゝ一般的理論であつて、その自然發生的過程を説明するものではない。この點については後にミスの所説を説明するつもりであるが、先づこの二つの原理が何を意味するかを説かふ。

註五〇 Smith, Lectures, p. 9.

すべての小社會または共同生活の主長として、吾々は優秀なる能力の人を發見する。好戰的社會にあつては、彼は優秀なる體力の持主であり、開化的社會においては、優秀なる精神的能力を有するものである。年長と永きに渉る權力の保持とは、その權威を増加する傾向を有する。年長なることは、知識と經驗を有するが如く想像せられ、權力を永く保持することは、これを施行する權利を與へるが如くである。かゝる諸性質より以上に、大なる富を擁有することは、權威を附與するが如くである。このことは、貧者が富者に對する依存から起るのではない。何となれば、

は、多くの貧者は獨立であつて、その勞働によつて、その生活を立てゝゐるからである。彼等は何等の利益を富者から得るのではないが、然も彼等は、富者に對して、尊敬を拂ふ大なる傾向を持つてゐる。この現象は、人間における同一または劣等者に對するよりも、優者に對する同情から起ることは、既に「道德情操論」に説かれてゐる。吾々は、彼等の幸福なる地位を嘆賞し、喜んでこれに同情し、この幸福を増進せんとする(註五一)。心身の優秀なる能力は他によつて、容易に判斷し得ないので、富の分量に對して、優先を與へることが屢々、普通である。名門たることも、他に對して多大なる權威を有する。要するに、長老なること、身體及び精神の能力優秀なること、家門の舊きこと、富の巨大なること、の四要素が一人をして、他に對して權威あるらしめるところのものである(註五二)。

註五一 Smith, Moral Sentiments, part. I, Sect. 4, Ch. II. Of the Origin of Ambition, and of the distinction of ranks.

註五二 Smith, Lectures, pp. 9-10.

人をして政府に服従せしめる第三の原理は效用である。社會における正義と

平和とを保持するためには、この原理の必要なることは、何人も知るところである。政府の設立によつて、最も貧困なる人も、最も富める者並に最も有力なる者からの侵害を矯正し得るのである。勿論、ある特殊の場合においては、この原則における不秩序が存し得るのであるが、吾々は、より大なる害悪を避けるために、これに服従する。政府に對する服従を行はしめるのは、私的效用の感よりは、この公共的效用の原理である。ある場合においては、政府に服従しないことが余の利益であり、政府の顛覆せらるゝことを欲する場合もあるのであるが、余は、他人が余と異なる意見であり、且つ余の企てに對して、援助しないであらうことを知る。故に余は、全體の利益のために、その決定に服従するのである。一國において、政府が永續し、適當なる収入によつて維持せられると同時に、大なる才能ある人の手中にあるとき、權威は完全なるものである。すべての政府においては、これらの原理はある程度に行はれてゐるが、王制國家においては、權威の原理が行はれ、民主制國家においては、效用の原理が行はれる(註五三)。

註五三 Smith, Lectures, pp. 10-11.

かくの如き原理によつて維持せらるゝ國家は、大約、王制國家、貴族制國家、民主制國家の三つの形態に分つことが出来る。この分類は、勿論、アリストテレス以來の分類であつて、ロックもこの分類法を用ゐたことは既に説いた。吾々がアダム・スミスもこの分類法を採用してゐる。王制國家とは、和戦を宣し、租税を賦課する等、彼の好む何事をもなし得る一人に、最高權と權威とが存在するところの政府である。貴族制國家とは、國家内における一定階級の人と、即ち最も富める人とまたは、一定の家門の人々が、國政の處理に任ずべき官吏を選ぶ權力を有する場合である。而して民主制國家とは、國政の處理が、全體の人民に屬する場合である。貴族制國家と民主制國家とは、これを共和的國家と呼ぶことが出来るから、國家分類は、王制國家と共和制國家とに分つことが出来るのである(註五四)。

註五四 Smith, Lectures, p. 14.

吾々は國家の本質を知るために、國家の成立とその形態の變遷とを知らねばならぬ。

一〇

スミスは國家の起源を私有財産に求めてゐる。故に私有財産のないところに國家もまた存在しない。狩獵者民族の間においては、政府なるものはない。この狩獵者の社會は同一村落に居住し、同一語を語る少數の獨立家族から成る。彼等は相互に、その安全を保持することに合意をするのであるが、彼等の相互間には他に對する一の權威を持つてゐない。社會全體が如何なる犯罪についても關係を有するに至るのである。彼等は仲間同志の間でこの犯罪の償ひをする。もしこれが不可能である場合には、犯罪者を殺すなり、被害者に引き渡して、その決済に任ずるのである。乍併、これは規則的の政府ではない。故に狩獵者の間には規則的政府が存在せず、彼等は自然法に従つて生活してゐたのである(註五五)。かくの如き社會に政府を發生せしめたものは、財産の私有である。

「畜群及び禽群の占有は財産の不均等を招來したものであるが、それがまた規則的政府を起さしめた最初のものである。財産の生ずるに至らない間は、政府は存在しない。而して、政府の眞の目的は富を安全にし、富者を貧者に對して防衛することである。この牧羊者の時代において、一人が五百頭の牛を所有し、他が

何ものをも持つてゐないとし、所有者に對して、この獸群を確保する政府がないとすれば、彼はこれを所有することを許されないのであらう。財産の不平等、貧富の區別を設けることは、富者の貧者に對する勢力を與へるものである。何となれば畜群または禽群を有さない人々は、これを有する人に依存しなければならぬ。富者が鳥獸を馴らしてその財産としたので、彼等は今や狩獵によつて、最早や、その生計を營むことが出來ないからである。故に、ある數の畜群及び禽群を私有した人々は、必然的に、他者に對して大勢力を獲得するに至るのである。」(註五六)

註五五 Smith, Lectures, pp. 14-15.

註五六 Smith, Lectures, pp. 15-16.

スミスは「國富論」において、國家の私有財産による起源を最も明瞭に述べてゐる。この場合「國富論」に記するところと「講義」に述べたところとは、同一ではあるが、尙ほ「國富論」においては、財産に對する侵害と、身體並に名譽に關する侵害との輕重共に、その心理的態度の差異をも記してゐる。これを譯出することは、スミスの眞意を

知る上において、必ずしも、無用のものではないであらう。

「狩獵者民族の間においては、殆んど財産なく、例へあるとしても、二三日の勞働の價値を越ゆるものはないのであるから、確立せられた君主または正義の規則的なる行政の存すること極めて稀れである。財産を所有しない人々は、相互にたゞその身體または名譽を毀損し得るに過ぎない。ある者が他の者を殺し、傷つけ、毆打し、または名譽を傷つけたとしても、この損傷を與へられた人は、苦痛であるに異ひないのであるが、これを爲す人間も何等の利益を受けることがないのである。財産に對する損害はこれと異なる。損害を與ふる人の利益は、この損害を受ける人の損失に均しいことは屢々である。美望、惡意または、遺恨が、人をして、他の身體または名譽を損傷せしめることの出来る感情に過ぎない。乍併、大多數の人々は、この感情の支配を受けること、甚だ屢々ではないのであつて、たゞ最惡の人々のみ、時として、この感情の支配を受けるに過ぎない。而して、この感情の満足は、ある種の性格に對しては、快適であり得るのであるが、それは眞の、または永人の利益を伴ふものでないので、大多數の人々は通常、深慮によつて、抑制せ

らるゝのである。故に、人々は、これらの感情の不正から彼等を防衛すべき政府が存在しないでも、耐え得る程度の安全をもつて、社會に共同生活を營むことが出来るのである。富者における恣意と野心、貧者における勞働の嫌惡と現在の安易快樂の好愛が財産を侵害せしめる感情であるが、この感情はその作用において、一層強力であり、その勢力において一層一般的である。大なる財産の存するところには、大なる不平等がある。一人の非常なる富者に對して、少くとも五百人の貧者がゐなければならぬからである。而して、少數者の富裕は、多數者の貧困を想定する。富者の富裕は、缺乏に追はれ、美望に刺戟せられてゐる貧者の憤怒を刺激して、富者の所有物を侵さしめるのである。多年の勞働または相繼げる數代の勞働によつて獲得した價値多き財産の所有者は、公權力の保護の下においてのみ、枕を高くして寝り得るのである。富者は常に不知の敵に圍まれてゐる。彼はこの敵を憤怒せしめることがなかつたのであるが、彼等を慰撫することを得ない。富者は彼等の不正義からたゞ、この不正義を膺懲するため、常備せられてゐる公權の強力なる武力によつてのみ保護せらるゝのである。

故に、價値多く、且つ大規模なる財産の獲得は、必然的に政府の建設を要求する。財産のないところ、または二三日の勞働の價値以上の財産のないところにおいては、政府はかくの如く必要ではないのである。(註五七)。

註五七 Smith, *Wealth of Nations*. Vol. II. pp. 202-203.

以上が、國家の起源を私有財産の發生に求めるスミスの所説であるが、吾々は更に進んで、社會に於けるある一人が如何にして、他の人々よりも、多くの權威を持ち、主長が置かるゝに至るかを説明しなければならぬ。

一一

多數の家族が互に集合して、共同生活を行ふべき約束をした民族においては、その公共の集會において、他に對して有力なる勢力を有し、彼等の決議を指導支配する才能があるのであるが、これが野蠻國に於ける會長の公權である。會長が民族の指揮者であるごとく、彼の子息は自然、青年の指揮者である。かくてその父の没後は、彼の公權を繼承する。會長の職はかくの如くして、世襲たるに至る。會長の權力は種々なる事情によつて、増大する。彼の受納する贈物の數は、彼の財産を増

加せしめ、従つて彼の公權を増大せしめる。かくの如き公權の司るところは、大約三つである。(一)公共の善のために、法律を制定する立法權、(二)私人をして、これらの法律に服従せしめ、服従せざるものを罪する司法權、(三)戰爭を宣し、平和を締結する執行權がこれである。而して、これらのすべての權力は、人民全體に屬してゐる。狩獵者並に漁獵者の民族にあつては、共同生活をなし得るのは、少數の人間である。何となれば、多數者の共同生活は直ちに生活資料の源泉を枯渴せしめるにいたるからである。従つて、二十または三十の家族が共同生活をなすために、一村を形成するにいたる。而して、各村落は相互に防禦同盟を結ぶのであるから、互に遠距離に存在してはならぬ。これらの村落の人々の間には、従つて種々なる紛争が起り得るのであるが、この紛争は兩村落の一般的集會において、解決せらるゝのである。各村落がその主長を有するやうに、全民族もまたその主長を有してゐる。全民族は種々なる民族の同盟から成つてゐて、彼等の主長は強大なる勢力を彼等の間に持つてゐる。如何なる時代においても、この時代ほど、名門の尊敬せらるゝとさはない。權威の原理は甚だ顯著に行はれると、もに、彼等は、法律と政府とを維

持する效用を最もよく知つてゐるのである(註五八)。

註五八 Smith, Lectures. pp. 16-21.

國土の位置と農耕の進歩並に他の職業における進歩は、共和制政府の設立に有利なる條件を提供する。國土の位置とは、交通の要衝にあることである。かくの如き國土の住民は、土地の分割が行はれ、耕作が一般化すると、その生産の餘剰を彼等の近隣者に對して處分する。このことが彼等を驅つて尙ほ一層の勤勉を行はしめる。而して、兩者間の交易は、兩者の交通路の建設となる。こゝにおいて、彼等は、その勤勉によつて獲得したものを、確保する方法を講じなければならぬ。それは都市の防備を施すことである。この防備ある都市内に彼等の危険時に際して避難する。かくの如く一國の住民が一都市に集中し來ると、各民族の酋長は、その權威を失つて、政府は共和制となるに至るのである(註五九)。

註五九 Smith, Lectures. pp. 22-24.

技術が一定の程度まで發達し、人口が増加するに至つて、一國がある程度の開化状態に到すると、戦闘に適する人民の數は著しく減少する。こゝにおいて、軍事専門家が發生し、常備軍が設置せられ、國事の大半が彼等に任せらるゝに至るのである。こゝにおいて、彼等の權威は著しく増加して、その支配下に存する政府が樹立せらるゝ。軍事的政府は嚴格なる正義の行政が行はれる。その意志に従つてすべてを爲し得る保守的絶對的帝王がその主璽に立つ(註六〇)。

註六〇 Smith, Lectures. pp. 26-32.

技術並に商業の一層の進歩は益々國內において戦闘員を求めるところを困難とする。而して、國內における平和的職業に従事するものを兵役に従事せしめることは、政府の収入を減少せしめるに至るので、政府者は、その戦闘力を近隣の野蠻民族に求めて、彼等をして、政府のために闘はしめる。然るに、一度戦闘力として組織せられた蠻民は、彼等を防衛するのみでなく、彼等に要求を有するときは、戟を轉じて、昨日の雇主に對するのである。ロオマにおける帝政はかくの如くして、その終焉を齎らされたのである。軍事的帝政はかくて、その根底から崩壊するに至つた(註六一)。

註六一 Smith, Lectures. pp. 32-34.

これに續いて起つた政府は、自主地持政府 (the allodial government) である。ロオマ帝國没落後に起つた獨乙民族その他の國家は、多く土地を分配することがなかつた。帝王及びその地の主長は、一國の征服者となつた場合に、その國の土地の大部分を自らの目的のために保有したゞその臣下のみ、これを分配使用せしめたのである。かくの如き形態における政府を自主地持政府と稱する。而して、この政府は、財産の差別を大ならしめた。すべての主長は、何等の租税の負擔なくして、その土地を保有した。かくて、彼等の収入は甚だ大であつて、多數の臣下を召し抱へることなくしては、消費し得なかつたのである。主長の權威はこのため益々増大した。君主と雖も、この主長の持地内において命令を發することを得ず、たゞ主長を通じてのみ、その命令を行ふを得たのである (註六二)。

註六二 Smith, Lectures, pp. 34-36.

然るに、これらの大諸侯は相互に間斷なく戦争のみを行つてゐたので、彼等はその小作人の勤務を確保するために、土地を、年々彼等の所有となるやうな許可を與へ、遂には、同様の理由から、生涯これを所有し得るやうになつたのである。然るに、

彼等はこの生涯の所有權をその子、並に孫にいたるまでこの權利を擴張し、遂に世襲となるにいたつた。而して、この權利をフエウダ (Fœda) と稱する。封建的小作人は、ある種の勤務に對する義務を有したのであるが、戦争における勤務がその主なるものであつた。領主權は、これに對して絶大なる權力を有してゐた。かくてこの時代における封建的小作人は何等完全なる自由を有しなかつたのである (註六三)。

註六三 Smith, Lectures, pp. 36-40.

スミスはこれについて、英國における近代初期からの政府の状態を記述してゐるのであるが、吾々は今、これを記述する餘白を持つてもゐなければ、また記述するほどの重要事項でもない。かくて、封建的政府から、順次近代的法治國家に進んで來るのである。

一二

以上の如き諸形態の國家においても、國家の職能とするところは、既に擧げたりやうに、國防、司法、並に警察行政なのであるが、スミスの見るところをもつてすれば、從

來の國家は、この國家の眞の目的を超えた行動があつたのである。故に彼はその個人主義的立場から、國家の職能を出來得るだけ限定して、主として、國家成立の本來の面目である私有財産の保持に限らうとしたのである。かのフェルヂナンド・ラッサルが自由主義の國家觀を嘲評して「國家の夜警者的觀念」といつたのは、この意味においてである(註六四)。

註六四 Ferdinand Lassalle, Das Arbeiterprogramm. Gesammelte Reden und Schriften II. Bd. Ss. 195-196.

スミスはいふ。「彼等の生産物のすべての部分に對して、彼等の爲し得るすべてを爲し、彼等の資本並に勤勞を、彼等が彼等に對して、最も有利であると判断した方法において、使用することを、大多數の人民に禁ずるのは、人類の最も神聖なる権利の明白なる侵害である(註六五)」。かくの如き立場からいへば、スミスは、個人の經濟的活動の絶對的自由を主張したやうであるが、古典學派の經濟學者殊にスミスは、必ずしも、絶對的自由を主張したのではない。彼は經濟生活のある方面に對しては、國家的干渉が單に害悪でない許りでなく、反つて、望ましいと考へてゐたのである。即ちある事情の下においては、銀行並に貨幣制度の如きに對しては、國家的干

渉を非としなかつたのである。即ち彼は、少數個人の自然的自由の努力にして、社會の安全を害するものは、すべての政府の法律によつて、抑制せられ、而して、抑制せらるべきものである」となしたのである。而して、經濟生活中、貨幣、銀行、信用に關するものは、この範圍であり、外國貿易も、ある部分において、國家の統制に服さなければならぬのである(註六六)。スミスは、人も知るごとく自由貿易論者ではあるが、尙ほある場合においては、保護關稅を設けることを主張してゐるのである(註六七)。

註六五 Smith, Wealth of Nations. Vol. II. p. 83.

註六六 W. Ed. Biemann, Die Anschauungen des ökonomischen Individualismus. 1905. Ss. 71-77.

註六七 堀江歸一「アダム・スミスの自由貿易除外論」三田學會雜誌第十六卷(大正十一年)第四號。

斯くの如き、國家干渉論は、全體社會の利益のためと、一國の獨立を確保するがためであつたのである。スミスは、セイのやうに「最悪の平和も、長引ける戦争よりも、よきものである」とする軍事反對の態度を採れるものではなく、スミスの政治學は、寧ろ甚だ國民的であり、且つ、國家の獨立の維持をもつて、君主の最高の義務なることを明かに宣言したのである(註六八)。かくの如き前提の下において、彼は、個人の

經濟生活における自由なる活動と、この活動の自由を確保するために、國家職能の可及的制限を主張したのである。

註六八 Oncken, Smith and Kant, S. 140.

而して、かくの如きスミスの國家觀は、古典學派經濟學の私有財産となつたのみでなく、更らに、古典學派經濟學の俗學的形態たるマンチェスター學派に對しても、多大の影響を及ぼしてゐることは周知の通りである。今、スミス以後の古典派經濟學の代表者たるリカルド並びにマルサスについて、この社會觀の關係章句を引用することによつて、その一斑を立證しよう。

リカルドオはいつてゐる。

「完全なる自由交易の制度の下に於ては、各國は自然皆な其資本と勞働とを自由に最も有利なるが如き用途に捧げる。此の個人的利益の追求が、よく全體の全般的福祉と結び付けられてゐることは驚嘆すべきである。勤勉を刺戟することにより、工夫に酬ひることにより、又自然が賦與せる特殊の力を最も有効に使用することに依つて、それは勞働を最も有效最も經濟的に分配すると同時に、一

般的生産額を増加せしめることによつて、一般的福利を普及せしめ、利害と交通との一條の共同紐帶を以て、全文明世界を通じて、諸國民を一個の普遍的社會に結合せしめるものである」(註六九)。

註六九 Ricardo, Principles of Political Economy and Taxation, Works, by McCulloch 1852, pp. 75-76

小泉信三譯『經濟學及課税の原理』一一八頁。

マルサスまた曰く、

「自利心を仁愛の感情に對して、比較し得ないほど強烈にするかくの如き賢明なる配慮によつて、著しく無知なる者も、彼等の行爲の指導的原理が仁愛にあるならば、全然到着することが出来ない目的である一般的幸福の追及に導かれてゐるのである。洵に、仁愛は行爲の偉大にして恒常的なる源泉ではあるが、それは原因並に結果に關する最も完全なる知識を要する。故にそれは神の屬性たり得るに過ぎない。人間の如き短見なる生物においては、それは最も顯著なる誤謬に導き、人間社會の美にして、耕作せられた土地を、缺乏と混亂のいまはしき光景に轉ずるであらう」(註七〇)。

註七〇 Hasbach, Untersuchungen. Ss. 409-410. に引用するところによる。

ハスバッハのいふやうに、リカルドオ並にマルサスにあつては、その經濟學說の哲學的基礎づけにおいて甚だ貧弱ではあるが、以上の引用は、リカルドオ並にマルサスのスミス社會觀並に國家觀に對する態度の一斑を示すものといふことが出来ると思ふ。而して、自由主義の國家觀は、ロックに始まり、スミスによつて、その自然神教的樂天觀の立場から、大成せられたのであるが、尙ほ、法律的並に經濟的意義において、彼の國家觀を一層徹底せしめる思想家が存在したのである。彼等は功利主義の立場から、自由主義の國家觀の理論的基礎づけを行つたのである。彼等とは、ジュレミイ・ベントラムとジョン・スチュアート・ミルを意味する。

(一九二九・二・一七夜稿了)

南北戦争とアメリカ勞働階級

園 乾 治

目 次

- 一、一八六〇年代初の經濟狀態
- 二、南北戦争に對する勞働階級の態度
- 三、南北戦争當時の勞働運動(一八六一—一八六五年)
- 四、全國同業勞働組合(一八六四—一八七三年)

一、一八六〇年初の經濟狀態

一八六〇——一八八〇年に至るアメリカに於ける勞働組合運動を論ずるに先立つて、其時代の一般經濟狀態を概説しやう。此時代のアメリカは南北戦争と戦後の經營に多忙であつたが、勞働運動は殆んど不知不識の裡に始めて其全國的特徴を顯著ならしめたのであつた。此時代に於ては純然たるアメリカ的グリーン